



令和7年5月9日

浜松市長 中野祐介様

浜松市中央区東伊場一丁目22番2号
一般社団法人 浜松史蹟調査顕彰会
会長 鈴木敏弘

浜松市立賀茂真淵記念館指定管理者事業報告について

浜松市指定管理者による公の施設管理に関する条例第9条の規定により、令和5年度事業を完了いたしましたので、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

(期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

浜松市立賀茂真淵記念館指定管理者事業報告書

1. 管理の実施状況及び利用状況

<維持管理業務の状況>

業務分類	実施体制	内 容
館 長	1人	記念館統括
学芸職員	3人	展示企画・説明、収蔵資料の適正管理、 講座開催
事務職員	1人	受付、事務処理、会計

<施設の利用状況>

(1) 展示について (指定事業)

① 平常展を前・後期2回実施

テーマ : □令和5年度後期 「賀茂真淵と国学者の古典研究」

～ 受け継がれた真淵の古への思い ～

令和5年11月30日～令和6年5月19日 掛軸 17 幅、版本・写本 76 冊、
短冊4、折帖1帖

□令和6年度前期 「賀茂真淵の思想とその流れ」

～ 国学の礎となった真淵の思想とは ～

賀茂真淵の輝かしい功績について古典研究の面からスポットを
あて、本居宣長をはじめとする門流が、どのように発展継承さ
せたかを掛軸や写本・版本等で紹介した。

令和6年5月23日～9月23日 掛軸18幅、版本・写本53冊、卷子装1巻
折帖 1 帖

□令和6年度後期 令和7年1月4日～5月25日(開催中)

② 特別展を1回実施 開催期間 令和6年9月27日～12月26日

テーマ : 「賀茂真淵が生きた江戸時代中期」

江戸時代の中期に生きた賀茂真淵が、いかにして国学者・歌人として名声を
高めてきたのか、江戸時代中期の時代背景と合わせて紹介した。

③ 小・中学生のための夏休み学習展

開催期間：令和6年8月1日～21日

夏休みの小中学生の調べ学習に合わせ、賀茂真淵の人物やその研究内容を分かりやすくパネル展示するとともに、国学の研究対象である古事記、日本書紀などをテーマとした漫画や小中学生向けの書籍を閲覧できて、学芸職員のアドバイスを受けられるようにした。

その結果、賀茂真淵をテーマに夏休み調べ学習として学校に提出した児童の中から、優秀な自由研究と認められた広沢小学校5年児童1名を館長賞として表彰した。

(2) 賀茂真淵記念館講座について

① 記念館アカデミー講座（指定事業）

No.	テーマ・要旨	講師・会場	開催日時
1	真淵の注釈で『源氏物語』 をよむ IV 昨年に引き続き、『源氏物語』の「蓬生巻」から賀茂真淵の注釈により読み進めた。	日本大学教授 高野 奈未 氏 於) 賀茂真淵記念館	3回 午後1時00分～午後2時40分 10/11(金), 11/15(金) 12/6(金)
2	真淵の註釈で「百人一首」 をよむ 賀茂真淵の「うひまなび」や「百人一首古説」をはじめ、江戸時代の注釈書を用いて、百人一首をよんでいった。	東洋大学教授 高松 亮太 氏 於) 賀茂真淵記念館	3回 午後1時30分～午後3時10分 7/5(金), 9/6(金) 10/18(金)
3	万葉集巻九をよむ 雄略天皇の歌から始まり、雑歌・相聞・挽歌の三部から構成され、旅と伝説に関する歌が多く見られる巻九をよみ進めた。	元高校・大学教員 松平 和久 氏 於) 賀茂真淵記念館	6回 午前9時30分～午前11時10分 10/2(水), 10/9(水) 10/16(水), 10/23(水) 10/30(水), 11/13(水)
4	記紀神話を読む 古代祭祀氏族に伝わる神話を取り上げ、日本書紀と比較しながら古事記を読み進めた。	名古屋市立大学 非常勤講師 浅岡 悦子 氏 於) 賀茂真淵記念館	5回 午後1時30分～午後3時10分 6/19(水), 7/3(水), 7/24(水), 9/4(水), 9/18(水)

受講者数 493名(前年比 97%、△15名)

② 冬期講座（指定事業） 講師は、浜松史蹟調査顕彰会専門委員

No.	テーマ・要旨	講 師	開催日
1	和船による伊勢参り ～遠州灘を和船で出掛けた伊勢参り～ 電車や車ではなく、地引網漁をしていた人たちが遠州灘を和船で、手押しの櫓を使って乗り切っていた様子について考察した。	小杉 達 委員 於)賀茂真淵記念館	1回 午後1時30分～午後3時30分 1/18(土)
2	国語問題の歴史 ～「かなづかい」を中心に～ 漢字が日本に伝わったころ、当時の人々は日本語を漢字でどのように表し、また、江戸時代の国学者たちは、漢字だけで記された書物から何を解明したのかを考察した。	小山 晴久 委員 於)賀茂真淵記念館	1回 午後1時30分～午後3時30分 2/15(土)
3	浜松塩専売の専売圏 ～浜松塩町の塩商人と関係地域住民の対立～ なぜ浜松塩町から遠く離れた北遠の住民から専売に反対する声が上がったのか。文化9年(1812)の古文書から読み解くとともに、その後の展開を考察した。	伊平 充宏 委員 於)地域情報センター	1回 午後1時30分～午後3時30分 2/22(土)
4	「都田白昭満州開拓村物語」 ～89歳の元満蒙開拓団員の証言で綴る～ 今から80年前に浜松から満州に渡った「浜松郷開拓団」のくらし、ソ連侵攻による決死の逃避行、そしてたどり着いた三方原北端の地、都田で満州開拓「夢」の実現に賭けたあゆみについて89歳の武井俊夫さんの証言とともに振り返った。	柴田 宏祐 委員 語り手 都田町 武井俊夫氏 於)賀茂真淵記念館	1回 午後1時30分～午後3時30分 3/1(土)

受講者数 245名(前年比 163%、 +95名)

《記念館入館者数》

(単位:人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
記念館	198	273	507	898	235	374	605	699	369	341	469	274
累計	198	471	978	1,876	2,111	2,485	3,090	3,789	4,158	4,499	4,968	5,242

前年比 86% △821名 (令和6年度実績 5,242名)

(参考:令和5年度実績)

記念館	200	184	884	937	453	359	1,047	687	313	256	541	202
累計	200	384	1,268	2,205	2,658	3,017	4,064	4,751	5,064	5,320	5,861	6,063

新型コロナウイルス感染症の位置付けの第5類への移行に伴い回復しつつあった入館者数は、昨年度に比べ減少した。これは、昨年度、6月と10月の2回実施された「JRさわやかウォーキング」が今年度は実施されず、そのために入館者数が大幅に減少したと思われる。また、夏の猛暑の影響もあって、コロナ禍前の状況には戻っていないのが現状である。今後も引き続き、市外・県外へのアピールのために、ホームページやSNSによる広報PRの充実を図っていきたい。

2. 利用料金収入の実績

(単位:円)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
記念館	21,000	23,700	15,000	9,600	12,900	22,800	17,790	13,800	21,300	15,000	16,500	7,050
累計	21,000	44,700	59,700	69,300	82,200	105,000	122,790	136,590	157,890	172,890	189,390	196,440

前年比 119% +31,500(令和5年度実績 164,940円)

＜計画値との比較＞

(単位:円)

項目	内 訳	実績(A)	計画(B)	差(A-B)	備 考
記念館	利用料金	196,440	277,500	△ 81,060	

令和5年度に比べて、利用料金収入は前年比119%と増加し、少しずつではあるがコロナ禍前の状況に回復しつつある。指定管理者応募の時に設定した計画値は、7,500人であったが、コロナ禍を経て、入館者数に回復の兆しが見られるものの、まだ計画値には達することができていない。

他の収入面では、真淵翁や国学関連書籍、また、釈文集などの物販による「資料頒布収入」と「講座受講料収入」はほぼ前年度と同様の状況となっている。

3. 管理に係る経費の収支予算書及び報告書

収入の部

(税込、単位:円)

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
指定管理料			21,780,000	21,780,000	0	
		課税	21,780,000	21,780,000	0	
					0	
利用料金収入 ※3			249,500	196,400	-53,100	
	入館料	課税	249,500	196,400	-53,100	
					0	
指定事業収入			530,500	695,300	164,800	
	講座収入	課税	530,500	695,300	164,800	
					0	
その他収入			120,000	232,843	112,843	
	自動販売機手数料収入	課税			0	
	コピー料収入	課税			0	
	補助金等	不課税	0	121,263	121,263	原油価格・物価高騰等の影響に伴う指定管理交付金
	書籍等販売収入	課税	120,000	111,580	-8,420	
収入小計 (a)			22,680,000	22,904,543	224,543	
自主事業からの繰入金相当額 (b)					0	
収入合計 (a)+(b)			22,680,000	22,904,543	224,543	
(仮受消費税額計算)			2,061,818	2,071,207	9,389	※消費税納付額相当分計算用

支出等の部

(税込、単位:円)

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
人件費 ※4			16,210,000	14,408,036	-1,801,964	
	給与・賃金	不課税	13,310,000	12,401,697	-908,303	
	社会保険料	不課税	2,800,000	1,886,234	-913,766	
	通勤手当	課税	0	0	0	
	健康診断費	課税	100,000	120,105	20,105	
	退職給付引当金繰入額	不課税	0	0	0	
					0	
管理費			3,642,000	4,134,940	492,940	
	光熱水費 ※5		1,409,000	1,615,812	206,812	
	電気料金	課税	1,387,000	1,592,000	205,000	
	水道料金	課税	22,000	23,812	1,812	
	ガス料金	課税	0		0	
	重油料	課税	0		0	
	灯油料	課税	0		0	
					0	
需用費			103,000	178,900	75,900	
	消耗品	課税	50,000	126,100	76,100	
	原材料費	課税			0	
	ガソリン代	課税			0	
	印刷製本費	課税	53,000	52,800	-200	
					0	
修繕費			100,000	359,183	259,183	
		課税	100,000	359,183	259,183	
		課税			0	
役務費			172,000	187,016	15,016	
	電話料	課税	96,000	114,336	18,336	
	郵便料	課税		0	0	
	クリーニング	課税		0	0	
	広告料	課税		0	0	
	保険料	非課税	76,000	72,680	-3,320	
					0	
委託費			1,390,000	1,293,527	-96,473	
	清掃業務	課税	440,000	440,000	0	
	樹木管理業務	課税	480,000	479,527	-473	
	機械警備業務	課税	130,000	132,000	2,000	
	廃棄物収集運搬業務	課税		0	0	
	建築物保守点検	課税	100,000	0	-100,000	建築基準法第12条(建築物3年に1回)
	燻蒸業務	課税	240,000	242,000	2,000	
設備保全費			435,000	431,200	-3,800	
	空調設備保守	課税	160,000	165,000	5,000	
	消防設備保守	課税	190,000	180,400	-9,600	
	電気設備保守	課税	0	0	0	
	浄化槽設備保守	課税	0	0	0	
	建築設備保守	課税	85,000	55,000	-30,000	建築基準法第12条(設備)
	自動ドア保守点検	課税		30,800	30,800	
使用料及び賃借料			32,000	68,302	36,302	

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
	下水道使用料	課税	18,000	18,436	436	
	NHK等放送受信料	課税	14,000	11,586	-2,414	
	AEDリース代	課税		38,280	38,280	
	備品購入費		0	0	0	
		課税	0	0	0	
					0	
	その他		1,000	1,000	0	
	負担金	課税	1,000	1,000	0	養護顕彰費
				0	0	
	事務費		325,000	307,714	-17,286	
	旅費	課税	10,000	20,498	10,498	
	消耗品費	課税	160,000	154,341	-5,659	
	印刷製本費	課税	150,000	126,500	-23,500	
	使用料及び賃借料	課税	0	0	0	
	郵便料	課税	5,000	6,375	1,375	
					0	
	事業費		1,408,000	1,596,156	188,156	
	報償費	課税	200,000	214,800	14,800	
	旅費	課税	200,000	239,323	39,323	
	消耗品費	課税	350,000	332,405	-17,595	
	印刷製本費	課税	300,000	273,350	-26,650	
	使用料及び賃借料	課税	120,000	187,619	67,619	
	保険料	非課税	0	0	0	
	広告料	課税	58,000	33,550	-24,450	ホームページ
	郵便料	課税	180,000	315,109	135,109	
					0	
	その他支出		18,000	18,000	0	
	負担金	課税	18,000	18,000	0	静岡県博物館協会
					0	
	消費税納付額相当分ほか		1,050,000	1,040,300	-9,700	
	消費税納付額相当分 ※6	—	1,050,000	1,040,300	-9,700	【自動計算】ではなく個別計算により算出した。
	印紙税	—			0	
	自動車税	—			0	
					0	
	指定管理者納付金		25,227	25,227	0	
	納付金	課税	25,227	25,227	0	行政財産使用料
					0	
	一般管理費等 ※6		1,773	1,374,170	1,372,397	【自動計算】
	支出等小計 (a)		22,680,000	22,904,543	224,543	
	自主事業への繰出金相当額 (b)				0	
	支出等合計 (a)+(b)		22,680,000	22,904,543	224,543	
	(仮払消費税額計算)		494,748	557,224	62,476	※消費税納付額相当分計算用

<注意事項>

- ※1 本書式は、事業計画書(第5号様式)及び事業報告書(第22号様式)に添付するとともに、本エクセル形式のまま、施設所管課へ提出してください。
- ※2 「科目」は原則、改変しないようお願いいたします。該当科目が無い場合は、その他欄に記入し「細目」、「説明」欄等に内容を入力してください。
- ※3 利用料金収入は、施設設置条例・規則で規定されている利用者からの料金収入(駐車料金や備付物品利用料金、キャンセル料等含む)です。
- ※4 指定管理者自身が自主事業により施設を利用した場合は、利用料金収入相当額を加算してください。
3月に翌年度4月利用分の利用料金を受領した場合は、翌年度収入としてください。
- ※5 人件費は、本社からの応援人員の人件費も含むものとし、直接経費として算出が可能な人件費は原価とみなし、間接経費としての一般管理費等ではなく、人件費に計上してください。
- ※6 光熱水費については、「光熱水費」と一括りにするのではなく、「電気料金」、「水道料金」、「ガス料金」等項目別に記載してください。
- ※7 消費税納付額相当分は、仮受消費税と仮払消費税の差とし、自動計算するため、『消費税取引区分』は必ず入力してください(課税、非課税、不課税、一から選択)。
- ※8 社会福祉事業等、消費税法上の非課税事業に該当する事業は、上記自動計算にせず、個別の計算により算出した消費税納付額相当分を入力してください。
- ※9 一般管理費等とは、施設の管理運営に係る直接業務以外で、本社(本部)機能の維持等に係る経費や法人税額相当分、利益相当分とします(本様式では、収入-支出等の差額とし、自動計算としています)。
- ※10 4月1日から翌年3月31日を1会計年度とする管理・運営状況等を把握する必要があるため、指定管理者の決算月に関わらず、当該事業年度の収支について記載してください。
- ※11 自主事業の収支は別シートに記載してください。
- ※12 事業報告書(第22号様式)添付時には、直近の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」(写し)を添付してください。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて添付してください。
- ※13 事業報告書(第22号様式)添付時には、損益計算書、貸借対照表を添付してください(作成している団体に限る)。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
- ※14 浜松市税については、「市税の納付又は納入状況確認に関する同意書」を指定期間中1回提出してください。市において納税確認を行います。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
- ※15 障害者優先調達を行った場合は、その内容(金額、委託先・調達先等)を説明欄に記載してください。

4. 自主事業に係る収支予算書及び報告書

収入の部

(税込、単位:円)

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
	講座収入		300,000	298,000	-2,000	
	小中学生のための講座収入		0	0	0	
	資料頒布収入		60,000	60,710	710	
					0	
					0	
	収入小計(a)		360,000	358,710	-1,290	
	本業務からの繰入金相当額(b)				0	
	収入合計(a)+(b)		360,000	358,710	-1,290	
	(仮受消費税額計算)		0	0	0	※消費税納付額相当分計算用

支出等の部

(税込、単位:円)

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
人件費 ※1			0	0	0	
	給与・賃金	不課税	0	0	0	
					0	
					0	
事業費			359,455	318,097	-41,358	
	報償費	課税	95,000	95,800	800	
	消耗品費	課税	43,200	34,415	-8,785	
	印刷製本費	課税	90,000	0	-90,000	
	施設利用料	課税	51,000	102,720	51,720	
	使用料及び賃借料	課税	0	0	0	
	行政財産使用料	課税	56,255	57,162	907	
	保険料	非課税	0		0	
	広告料	課税	0		0	
	郵便料	課税	0		0	
	賃金	課税	24,000	28,000	4,000	
					0	
事務費			35,000	28,360	-6,640	
	旅費	課税	35,000	28,360	-6,640	
	消耗品費	課税			0	
					0	
その他支出			0	0	0	
					0	
					0	
消費税納付額相当分ほか			-35,860	-31,496	4,363	
	消費税納付額相当分 ※3	—	-35,860	-31,496	4,363	【自動計算】
	印紙税	—			0	
					0	
一般管理費等 ※4			1,405	43,749	42,345	【自動計算】
支出等小計(a)			360,000	358,710	-1,290	
	本業務への繰出金相当額(b)				0	
	支出等合計(a)+(b)		360,000	358,710	-1,290	
	(仮払消費税額計算)		35,860	31,496	-4,363	※消費税納付額相当分計算用

<注意事項>

- ※1 自主事業の人件費は、本業務と明確に区分できる場合のみ入力するものとし、明確に区分できなければ計上しないものとしてください。
- ※2 「科目」は原則、改変しないようお願いいたします。該当科目が無い場合は、その他欄に記入し「細目」、「説明」欄等に内容を入力してください。
- ※3 消費税納付額相当分は、仮受消費税と仮払消費税の差とし、自動計算するため、『消費税取引区分』は必ず入力してください(課税、非課税、不課税、—から選択)。
- ※4 一般管理費等とは、施設の管理運営に係る直接業務以外で、本社(本部)機能の維持等に係る経費や法人税額相当分、利益相当分とします(本様式では、収入-支出等の差額とし、自動計算としています)。
- ※5 社会福祉事業等、消費税法上の非課税事業に該当する事業は、上記自動計算にせず、個別の計算により算出した消費税納付額相当分を入力してください。
- ※5 障害者優先調達を行った場合は、その内容(金額、委託先・調達先等)を説明欄に記載してください。

5. 連結収支予算書・報告書(本業務+自主事業)

収入の部 (税込、単位:円)

科目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
管理に係る経費収入小計	—	22,680,000	22,904,543	224,543	
自主事業に係る収入小計	—	360,000	358,710	-1,290	
総収入合計		23,040,000	23,263,253	223,253	

支出等の部 (税込、単位:円)

科目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
管理に係る経費支出等小計	—	22,680,000	22,904,543	224,543	
自主事業に係る支出等小計	—	360,000	358,710	-1,290	
総支出等合計		23,040,000	23,263,253	223,253	

参考(再掲)

科目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
一般管理費等(本業務)	—	1,773	1,374,170	1,372,397	
一般管理費等(自主事業)	—	1,405	43,749	42,345	
一般管理費等合計		3,178	1,417,919	1,414,742	

<注意事項>

※1 連結収支には、本業務⇄自主事業間の繰入金、繰出金は加算しないでください。

① 自主講座等内訳

事業名	実施日	参加者数	内容・利用者負担・実施時間
講座名		(名)	開催時間:13:30～15:30 講座料:500円/回
① 夏期講座 6回	6/25, 7/2	180	1 「遠江国風土記伝」と家康伝説 坪井俊三氏
	7/17, 7/31	243	2 小田原北条氏の城 加藤理文氏 ／遠江南朝の戦いと城
	7/19, 7/26	128	3 戦国武将の手紙を読む 山田邦明氏
② 小・中学校生のための教室(無料)	7/27～7/28	48	1 親子でならい教室 真淵による手本「なにはつ」や公募されている課題の書を親子で手習いする。 講師：静岡大学教育学部教科教育学専攻生2名
計3回	6/6	53	2 「真淵翁と双葉葵」講座(県居小5年生) 職員
資料頒布業務			記念館発行書籍等の販売

② 自主展示内訳

イ、「ふじのくに祝祭年間 特別企画 『賀茂真淵 春 富士山展』」

(期間 令和7年2月16日～23日)

江戸期文人の目に映った富士の麗姿に我が国柄の美しさをとらえた本館所蔵品の特別展覧で、「ふじ」にまつわる所蔵掛軸、竹取物語、伊勢物語の古典解釈及び梅原猛氏の評論などを展示した。また、富士山を方位の目標として測量を実施した伊能忠敬の「大日本沿海輿地図」の遠江部分を展示した。さらに、鎌倉時代、阿仏尼が父とともに滞在した浜松から遠望した、雪をかぶった富士山から感じた心細さを記述している「うたたねの記」を現在の視点から見た富士山の写真とともに紹介した。新展示として、富士登山勝景全図が掲載されている紫山加治禎胤が著し、和泉屋吉兵衛他によって発行された「諸国道中たひ鏡」を版本とともに展示した。

ロ、県居小学校主催「真淵翁 心を受け継ぎ 和歌づくり」を協力展示

(年3回展示 6/29～7/28、10/26～11/26、2/1～3/2)

県居小学校1年から6年生までの和歌を毎回30首紹介展示。

ハ、市内中学生の優秀短歌を展示

文集はままつ(中学校版)に掲載された優秀短歌作品21点をロビーに展示した。

(展示期間 令和6年12月1日～令和7年1月24日)

6. 利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

＜利用者アンケートの概要＞

実施期間	実施方法	集計数
令和6年4月1日～令和7年3月31日	記念館常設利用者アンケート	17枚

＜利用者からのご意見等＞

記念館建築施設・設備に関しては、第一駐車場の舗装と白線の剥がれ以外は、苦情・ご意見は特になく、懇切丁寧な展示資料の説明に対してのお礼の意見を口頭を含め多数いただいている。

7. 施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

<施設>

施設の区分	損傷、減耗、不具合の状況	対応状況
収蔵庫恒温恒湿機	令和5年度末に、経年劣化によると思われる恒温恒湿機の不具合が生じ、収蔵庫内の温度湿度が一定に保たれない事態が生じた。	不具合発生後、すぐに業者に連絡し、緊急処置を行い、一時的に不具合は解消された。その後、市へ報告したところ新たな恒温恒湿機の導入が決定した。
男子トイレ洋式化	開館当時から、男子トイレには、和式の大便器が2据設置されていて、洋式便器はなかった。当記念館には男性の高齢の方の来館者が多くいて、膝や腰への負担から、ぜひ洋式便器にしてほしいとの要望が寄せられていた。	市へ男子トイレの和便器1据の洋式化について要望したところ、令和7年度2月に改修工事が実施された。
中駐車場北側斜面の樹木	中駐車場北側斜面にある大きな樹木の枝が東隣にあるマンションに入り込んでいるとの声が寄せられた。また、その樹木は根が半分浮いた状態になっており、災害時には危険であると思われる。	市へ報告、相談したところ災害時の危険を考慮し、令和7年3月に伐採が行われた。
第一駐車場	駐車場の路面舗装は、建設当時から40年経過しており、舗装の剥がれや白線の薄れているところがあるとともに、最近の車の大型化により、駐車区画も狭くなっていて、入館者から苦情も出ている。	土木工事業者から見積りを徴取し市に報告しており、今後、改修工事を実施する予定になっている。

<備品等(Ⅰ種)>

種 類	損傷、減耗、不具合の状況	備 考
なし		

<備品等(Ⅱ種)>

種 類	損傷、減耗、不具合の状況	備 考
なし		

8. その他指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

(1) 個人情報保護に関すること

個人情報に関する書類を選別し、個人情報を掲載する浜松史蹟調査顕彰会の会員名簿、職員及び報酬支払者の個人番号掲載書類など、管理すべき書類は施錠キャビネットに収納し、館長が鍵の管理をしている。

また、個人情報を更新するパソコンは、スタンドアローンとしてインターネット及び事務室内LANに接続していない。

(2) 防災訓練

賀茂真淵記念館危機管理マニュアルにより、緊急時に迅速に対応できるよう、職員間でマニュアルを共有し理解を深めるとともに、4月と9月に防災訓練を実施し職員間の役割分担、緊急連絡網、入館者の避難誘導方法及び経路、ハロン消火設備の発報確認方法及び避難方法、消火器の位置及び有効期限等々を確認し危機管理対応に努めている。

9. 指定管理者による自己評価

(1) 施設管理について

施設の適正な管理と平等な市民利用を基本目標として、施設の維持保全について日常点検を重視し施設の不良・不具合に目を配るとともに、不具合が生じた場合の市への報告、管理者としての修繕対応に努めている。このため、建設以来40年を経過しているが、ほぼ良好な環境を維持している。

記念館以外の施設として、第一・第二駐車所及び賀茂真淵翁顕彰広場については、ベンチ、顕彰碑の石組みの保全に努めるとともに、地元「伊場文化財愛護の会」の協力も得て、1年を通しての除草、剪定作業を行っている。

(2) 収蔵史料について

収蔵庫に保管している古典籍等の史料については、日頃の温度・湿度管理を徹底するとともに、収蔵番号順に保管する収蔵庫内の史料の位置の確認、保全状況の把握に努め、必要があれば、直ちに史料を取り出せる状況をつくっている。

また、展示室においては、日常の温湿度管理、照度管理に努めているとともに、防虫プレートを定期的に交換する他、館外から入り込む小さな虫は直ちに撤去している。

さらに、特別展終了時には、順次、専門業者による燻蒸消毒を実施し収蔵史料の保全に努めている。

(3) 入館者対応について

ウォーム&クールビズに対応するよう、環境負荷に配慮しつつ適正な空調環境を維持するとともに、無料ゾーンとしてロビー（トイレ含む）を市民に開放するため、持ち帰りできる国学関係資料や博物館・美術館情報チラシ・パンフを配架するとともに、閲覧書籍の充実を図っている。また、「市民への約束」の文化財課重点取組である「分

かりやすい言葉で、丁寧な対応！！」を常に心掛けている。

展示室への入館者には、パンフレット及び「松坂の一夜クリアファイル」をお渡しするとともに、真淵翁の生涯紹介ビデオを上映している。さらに、くずし字等で理解が難しい史料については、学芸職員が来館者に寄り添い丁寧に説明している。また、より詳しく知りたい方には、展示史料を詳しく解説した釈文集を100円で販売している。

(4) 調査研究業務と展示史料の充実について

展示は、5年サイクルでテーマを決めて開催する平常展と原則10月～11月に企画テーマを決めて開催する特別展があり、平常展については、繰り返し展示される史料が多く、展示史料の掘り起こしが必要となっていた。このため、これまで展示していない収蔵史料の中から、展示価値があり、くずし字の翻刻が可能で説明パネルや釈文集の製作ができる史料を掘り起こす作業を進めている。(別紙:新釈文作成リスト)

また、ホームページ上に賀茂真淵はもとより、国学関係の啓発資料として役立つ「県居通信」を毎月掲載するため、賀茂真淵全集をはじめ、小山正氏や寺田泰政氏の著作、過去の学芸職員の調査研究資料、また新たに掘り起こした古典籍等の調査研究を鋭意進めている。

(5) レファレンスの充実について

高等教育機関等からの問合せはもとより、マスコミや国文学に興味を持つ人からのレファレンスが増えており、学芸職員が調査し、難しいものは当顕彰会の専門委員にも依頼して可能な限り回答している。(別紙:レファレンスリスト)

(6) アウトリーチ活動について

主な活動として、小・中学校への出前講座と一般団体や企業への出前講座がある。令和4年度までのコロナ禍を経て、要請が増え、令和6年度には、小・中学校では県居小学校以外に新たに2校から要請があり、また団体からも計2回の要請があり、出前講座を行った。

(7) 入館者増加対策について

美術館・博物館等への来場者の来館動機は、従来のパンフレット等の紙媒体から、近年はネットによる検索によるものが増えている。昨年度より、当記念館では、本格的に館内や展示史料の写真撮影を許可するとともに推奨しており、このことから、地図情報アプリへの当記念館の写真や動画の投稿がされるようになり、来館動機付けの一助となっている。

当記念館の展示内容は、各団体等のホームページ等にも反映されていて、一例をあげれば、「県観光協会」「るるぶ」「しずはく.net」「子育て情報ぴっぴ」等に反映されている。

また、講座の申し込みもホームページからできるようにしたため、ホームページ訪問者数も増加していて、今後は、他のSNSへのアプローチも必要となっている。

新たな展示開始に当たっては、必ずマスコミに通知するとともに、特に、地元2社については、個別にアプローチすることにより、平常展、特別展、優秀自由研究表彰、

富士山展など、多数の記事が掲載され、市外からの来館増につながっている。(別紙新聞記事)

(8) アニメーション「賀茂真淵翁の生涯」の制作(指定管理者応募時・事業計画提案)

令和4年度から、小学校低学年にも理解できるようなアニメーションビデオが必要と考え、アニメーションビデオの制作に着手している。

令和4年度には、ナレーションや場面構成を含めた脚本作り、令和5年度は、地元の専門学校の協力を得て、登場人物のキャラクター案を作成した。そして令和6年度は、2Dアニメーション作成ソフトを活用し、脚本の各シーンを製作するとともに、ナレーション、科白を加えて完成に向けて作業が進められており、令和7年3月末に完成した。

10. 労働関係法令の遵守について

労働関係の所用の帳簿類を整備するとともに、就業規則等の諸規程を整備し、労働時間管理の徹底や最低賃金をクリアするなど、労働関係法令を遵守し業務を履行した。